

【玉野市】
端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①児童生徒数	3,345人	3,287人	3,324人	3,220人	3,087人
②予備機を含む 整備上限台数	3,846台	3,780台	0台	0台	0台
③整備台数 (予備機除く)	0台	3,287台	0台	0台	0台
④③のうち 基金事業によるもの	0台	3,287台	0台	0台	0台
⑤累積更新率	100%	100%	100%	100%	100%
⑥予備機整備台数	0台	493台	0台	0台	0台
⑦⑥のうち 基金事業によるもの	0台	493台	0台	0台	0台
⑧予備機整備率	0%	14%	0%	0%	0%

※未到来年度の児童生徒数は住民基本台帳を基にした推計値。

端末更新にあたっては、更新年度の5月1日現在の児童生徒数を整備台数に変更するものとする。

<端末の整備・更新計画の考え方>

令和2年度に整備した端末が、令和7年度で更新の目安である5年が経過する。

端末の利活用が進むにつれて、故障端末の増加やバッテリーの劣化等の不具合が生じていることから、令和7年度に児童生徒数の端末更新及び予備機（15%）を整備する。

<更新端末のリユース、リサイクル、処分について>

○対象台数：3,920台（児童生徒用（予備機含む）3,615台、教職員用305台）

○処分方法：

【使用可能な端末】

- ・学校の補助端末として活用する。

※児童生徒が学校に端末を持ってくるのを忘れた場合の貸し出し端末や、オンライン授業用端末として活用

- ・公民館や図書館等の公共施設において、貸し出し端末として活用します。

【使用できない端末】

- ・国の示す方法で適切な処分業者へ引き渡し、処分を行う。

○端末のデータの消去方法

- ・廃棄端末については、デプロビジョニングを行った上、各児童生徒、教職員において完了確認を行う。また、処分事業者において文部科学省のガイドラインに準拠したデータ消去を行う。

- ・学校において引き続き使用する端末は、通常どおり組織変更のみ行う。

- ・公民館等の公共施設において引き続き使用する端末は、初期化を行った上で、組織変更を行う。

○スケジュール（予定）

- ・令和8年4月 新規購入端末の使用開始

- ・令和8年5月 処分事業者 選定

- ・令和8年6月以降 使用済み端末の事業者への引き渡し